

第3章

基本計画

夫とともに学級支援員(※1)や生活支援員(※2)等の配置拡充など、個に応じた学習支援体制の充実がより一層求められています。

さらに近年、子どもたちの社会体験や自然体験の不足が指摘されていますが、坂井市の児童生徒も例外ではありません。確かな学力の育成には、学びの過程において、豊かな体験を積むことが大切です。観察・実験、見学・調査、発表・討論、生産活動、地域の人々との交流等、教育課程編成上の創意工夫が必要です。

一方、小中学校の新学習指導要領が、それぞれ平成23年度、平成24年度から完全実施となります。今後、新学習指導要領の趣旨に沿った授業づくりや知識・技能を活用する力、説明・表現する力の育成に向けた授業研究が必要です。

《資料編 P66 2-1資料「坂井市幼稚園・小中学校の園児・児童生徒数一覧」参照》

○ 基本施策

(1) 分かる授業の推進

新学習指導要領の趣旨に沿った授業づくりや分かる授業づくりに向けて、指導力向上を目指します。そのため、各種学力調査結果などの分析を行い、児童生徒の実態や課題の把握を的確に行います。

また、指導力向上に向けた各校における授業研究会(※3)の活性化を支援します。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の推進

個に応じた指導を充実させるために、ティーム・ティーチング(TT)や少人数指導などにより、指導体制の工夫を進めるとともに、学級支援員や生活支援員の配置に努めます。

※1 学級支援員

気掛かりな児童生徒が在籍するクラスにおいて、児童生徒への支援と円滑な学級運営に当たることを目的とした支援員

※2 生活支援員

児童等の生活面の補助や教員の事務補助、授業活動補助、安全対策補助等を行うことを目的とした支援員

※3 授業研究会

授業における指導力向上を目指して行われている教職員研修の一形態。授業を共同参観し、その後の研究会等を通して、学習課程の構成及び実際の指導展開に関する技術向上などを図る会。





(3) 読書活動の推進

読む力（読書）は、あらゆる学習の基盤であり、学習を支える重要な働きをしています。そのため、各校の読書活動を支援するとともに、学校図書館の充実に努めます。

(4) 家庭における学習習慣の確立

全国学力・学習状況調査結果では、食生活・家庭学習などの基本的な生活習慣が十分身に付いていない児童生徒は、学力面においても課題が多いとの傾向が見られます。食生活や家庭学習に関する家庭への啓発的な情報提供の充実に努め、学校と家庭が連携して望ましい学習習慣の確立を図れるよう支援します。

○主要施策

施策の名称	施策の内容	H23	H24	H25	H26	H27
坂井市学力調査事業	小学校2～5年生全員を対象とした全国標準学力調査を実施し、その結果を事後の実践に活用します。					
学級支援員等配置事業	平素から、児童生徒の学習状況を把握し、必要に応じて学級支援員等の配置を進めます。					
読書活動の推進	児童生徒の読書活動推進に向けて、蔵書の充実を図るとともに、一斉読書活動や読み聞かせ活動などの取組を推進します。					
家庭における生活・学習習慣の確立	「早寝、早起き、朝ごはん」の家庭での定着を図る等、生活・学習習慣の確立に向けた学校の啓発活動を支援します。					

2-2 豊かな心を育む教育の推進

○現況と課題

教育の目指すものは「人格の形成」です。その意味でも、個人の能力を最大限伸ばし、自立した人間を育てるとともに、地域社会の構成員としての「人づくり」が公教育の使命だと言えます。

「人づくり」において、以前にも増して重要とされるのが「豊かな心」の育成です。少子高齢社会の進行、国際化の進展、地球規模の環境問題、大きく変化する社会環境、さらには障がい者等との共生社会の充実などいろいろな課題が山積みされている今日、将来を担う児童生徒に「豊かな心」を育むことは、非常に大事なことです。

昨今の児童生徒を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行、核家族化の進行、都市化の進展により、異年齢児童生徒との触れ合い、異世代との触れ合いの場が減少してきています。また、子どもたちの生活スタイルの変化に伴い、自然体験、生活体験の機会も減少傾向にあります。そのような状況の中、自己本位の行動をとったり、うまく人間関係を築けなかったりする児童生徒が増えてきています。さらに、家庭や地域の教育力が低下し、児童生徒の規範意識や他者を思いやる心も弱くなってきていることが、全国学力・学習状況調査等で見られます。

以上の点を考慮したとき、道徳教育及び特別活動の一層の充実が望まれます。道徳教育を通して、子どもたちに規範意識、正義感、思いやりの心、自然に対する畏敬の心などを育み、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的实践力を育成することが必要です。

また、特別活動の時間を通して、集団の一員として望ましい生活や人間関係を築こうとする態度を育てるとともに、自分の生き方についての考えが深められるようにすることが大切です。

坂井市における不登校やいじめの件数については、近年、減少傾向にあります。しかし、さらなる減少化、根絶に向けて、生徒指導や人権教育等をより一層充実し、小中学校の連携や家庭、関係機関等との連携を深めるための継続的な取組が必要です。

○ 基本施策

(1) 道徳教育の充実

児童生徒に望ましい生活習慣や規範意識、思いやりの心などを育てるため、各校の指導内容や教材の工夫、体験活動の充実、家庭や地域との連携等を指導、支援します。

(2) 特別活動の充実

各校における異年齢間活動や高齢者との「ふれあい交流」、さらには連合運動会や連合音楽会、自然教室などの活動を支援する中で、互いに「認め合い、助け合い、励まし合う」豊かな人間性の育成に取り組みます。

(3) 人権教育の充実

児童生徒がいじめや差別等の様々な人権に関する問題に対して正しく、適切に行動できるように、人権意識、人権感覚を育成するなど、各校の人権教育の充実に向けて指導、支援します。

(4) 生徒指導・教育相談の充実

すべての児童生徒にとって「通うのが楽しい学校・学級」づくりが求められています。そのために児童生徒が抱える様々な問題に迅速、適切に対応し、自己肯定感がより一層高まるよう生徒指導、教育相談体制の充実に向けて指導、支援します。

(5) 家庭・地域・関係機関との連携推進

豊かな心の育成は、学校だけで実現できるものではありません。家庭、地域、学校それぞれが連携・協力して教育活動を進めるため、地域に学校の情報を積極的に提供し、地域の教育力を学校の教育に組み入れる活動を推進したりします。

○主要施策

施策の名称	施策の内容	H23	H24	H25	H26	H27
道徳教育の推進	道徳教育の活性化を図るため、各校における研究・研修を支援するとともに、保護者、市民に道徳教育の現状に関する情報提供を積極的に行い、地域ぐるみの道徳教育を推進します。	→				
ふれあい学習・体験学習の充実	連合運動会・連合音楽会を開催し、市内各小学校児童間の交流を促進するとともに、各校での触れ合いや体験学習の機会を充実します。	→				
人権教育の推進	各校で児童生徒の実態や地域の実情に即した人権教育全体計画を作成し、道徳での実践を含め、特別活動や各教科など、教育活動全体を通して、人権教育を推進します。	→				
教職員スキルアップ事業 (生徒理解)	「生徒理解」「楽しい学級づくり」に関する教職員のスキルアップを目指した校内研修を支援するとともに、教職員・保護者・各種団体関係者間の情報交換会・研修会等の充実に努めます。	→				
教育相談活動の推進	家庭、関係機関との連携のもと、気掛かりな児童生徒についての理解、対応を適切に行い、いじめ、不登校などの未然防止及び解決に向けて、適応指導教室(※)などの機能充実に努めます。	→				

※適応指導教室

県・市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別の施設で学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室である。通室する児童生徒は、学校への出席として扱われる。